

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月12日
【会社名】	株式会社JVCケンウッド
【英訳名】	JVC KENWOOD Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 執行役員最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員最高財務責任者（CFO） 藤田 聡
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員最高財務責任者（CFO） 藤田 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、平成25年4月12日開催の当社取締役会において、東京特殊電線株式会社（以下、「東京特殊電線」といいます。）の医用画像表示機器やカーエレクトロニクス関係EMS等の情報機器事業（以下、「本事業」といいます。）、及び本事業に含まれる東京特殊電線の連結子会社である東特長岡株式会社（以下、「東特長岡」といいます。）の全株式を会社分割（吸収分割）により承継すること（以下、「本会社分割」といいます。）、について、東京特殊電線と吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 東京特殊電線株式会社  
 本店の所在地 東京都港区新橋六丁目1番11号  
 代表者の氏名 代表取締役社長 立川 直臣  
 資本金の額 1,925百万円  
 純資産の額 2,773百万円  
 総資産の額 15,858百万円  
 事業の内容 電線、電線加工品、電子機器・部品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	30,503	23,885	18,099
営業利益又は営業損失( ) (百万円)	60	247	90
経常損失( ) (百万円)	248	660	470
当期純損失( ) (百万円)	1,848	1,673	3,172

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
古河電気工業株式会社	56.50%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.96%
株式会社りそな銀行	2.20%
高橋 祐子	1.15%
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	0.81%

(注) 平成24年9月30日現在におけるものです。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
相手会社との間に資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

東京特殊電線は、現在、医用画像表示用高精細ディスプレイをメインとして、100%連結子会社である東特長岡と一体となり高性能、高付加価値の製品を提供し、日本をはじめ世界各地において高い市場シェアを有しています。東京特殊電線のディスプレイは、独自の開発・設計技術を生かした高精細な画面に優位性があり、民生用から産業用まで幅広い分野での需要に応じています。また、東特長岡では、ディスプレイ製造で培った基板設計・加工技術を応用し自動車用基板加工等のEMS事業も展開しています。

このたび、医用画像表示分野で業界トップクラスの「TOTOKU」ブランドを持つ東京特殊電線の本事業を承継することによって、当社のコア技術であり、業務用のモニター、ビデオカメラ、プロジェクター等に展開している超高精細映像技術との融合や、販売ネットワークの共有によるシナジー創出を推進し、今後の成長が見込める医用分野、放送事業者及び通信事業者向け機器などを手がける業務用システム事業を大きく発展させることができるものと期待しております。

また、本事業のEMSとして手がけている車載用電子機器・部品については、パワーウィンドウ関連など当社にとって新しい事業領域となり、当社最大のセグメントであるカーエレクトロニクス事業のOEM分野の拡大に寄与するものと期待しています。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割承継会社とし、東京特殊電線を吸収分割会社とする吸収分割といたします。

吸収分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、当社が東京特殊電線へ交付する対価は、現金759百万円です。

但し、効力発生日前日時点での退職給付債務（想定支払額：約95百万円）につきましては、金額確定の上、別途、東京特殊電線より当社に支払われます。

その他の吸収分割契約の内容

a. 承継する権利義務

当社は、以下の権利義務を、本吸収分割契約に定める範囲において承継する予定です。

本事業の製造拠点である東特長岡の全株式（6,000株）

その他本事業に係る資産・負債等

本事業に係る契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

本事業に係る雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

b. 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社） 平成25年4月12日

吸収分割契約の締結 平成25年4月12日

吸収分割の効力発生日 平成25年7月1日

なお、当社は会社法第796条第3項に定める簡易吸収分割の規定により、株主総会による承認の手続きを経ずに実施する予定です。

c. その他

当社及び東京特殊電線が平成25年4月12日付で締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約

東京特殊電線株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社JVCケンウッド（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）をもって、甲の事業のうち情報機器事業（DP部門及び特器部門）（以下「本件事業」という。）に関して有する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「権利義務等」という。）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：東京特殊電線株式会社

住所：東京都港区新橋六丁目1番11号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社JVCケンウッド

住所：神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

第3条（乙が本件吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、本件効力発生日において甲が本件事業に関して有する別紙1「承継権利義務明細書」記載の権利義務等とする。
2. 乙が、甲から承継する債務に関しては免責的債務引受の方法による。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

1. 乙は、本件吸収分割に際して、甲に対し、金759,007,922円を交付する。
2. 前項に定める本件吸収分割の対価は、本件効力発生日に、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により、支払われるものとする。
3. 甲及び乙は、別紙1「承継権利義務明細書」第1項(1)乃至(6)記載の資産の平成25年6月30日時点の見込帳簿価額の合計額が本件効力発生日前日時点の確定帳簿価額の合計額を上回った場合、その差額に相当する金額を第1項に定める本件吸収分割の対価から減額するものとし、別途両社が合意した方法により清算するものとする。

第5条（本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、本件吸収分割の手の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（移転手続）

本件吸収分割により乙が承継する権利義務等の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

#### 第7条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件吸収分割を行う。但し、甲は、会社法第322条第1項第8号の規定に従い、本件効力発生日の前日までに、本件吸収分割に必要な事項についてA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議によるA種優先株主の承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

#### 第8条（善管注意義務）

甲は、自ら及び東特長岡株式会社（以下「東特長岡」という。）をして、本契約の締結後、本件効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結以前に行っていた方法と同一の方法且つ通常の業務遂行の方法により、本件事業（疑義を避けるために付言すると、東特長岡の事業を含む。以下同じ。）の業務の執行及び財産の管理運営を行い（従前どおり本件事業を継続するために必要となる従業員の雇用を継続することを含む。）、事前に乙の書面による承諾を得た場合を除き、本件吸収分割又は本件事業の業務の執行、財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

#### 第9条（事情変更）

本契約締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第7条第1項に規定する甲の種類株主総会において本契約又は本件吸収分割に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 本契約の履行に必要な法令に定める手続が完了しなかった場合又は関係官庁の承認が得られなかった場合（公正取引委員会に対する事前届出及び当該届出受理後必要とされる待機期間の経過を含む。）
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

#### 第11条（合意管轄及び準拠法）

1. 本契約に起因し、又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約は日本法をその準拠法とし、本契約の条項は日本法に従って解釈される。

#### 第12条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを適宜決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月12日

甲：東京都港区新橋六丁目1番11号  
東京特殊電線株式会社  
代表取締役社長 立川 直臣

乙：神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地  
株式会社JVCケンウッド  
代表取締役社長 江口 祥一郎

別紙 1

### 承継権利義務明細書

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、次に記載するものとする。

#### 1. 資産

甲が、本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に関して保有する以下の資産

- (1) 構造物
- (2) 建物
- (3) 機械
- (4) 工具器具備品
- (5) ソフトウェア
- (6) 設備
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権（登録申請中又は出願中のものを含む。）
- (8) 書面、データ、設計図等一切の資料
- (9) 東特長岡の発行済株式全て
- (10) 別紙2「乙が甲から承継する土地」に記載された土地

#### 2. 負債

甲が、本件効力発生日の前日の終了時において負担する、下記「4. 雇用契約及び当該契約に基づく権利義務」に記載された従業員に関する退職給付債務

#### 3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

本件効力発生日の前日の終了時において有効な、本件事業に属する契約（甲が、本件事業に関して第三者からライセンス、使用許諾等を受けている特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権に関する契約の全てを含むものとする。）の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

#### 4. 雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

本件効力発生日の前日の終了時において有効な、甲と本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

但し、上記にかかわらず、一切の偶発債務及び潜在債務については、承継されないものとする。

以上

別紙2

「乙が甲から承継する土地」

所在：新潟県長岡市東高見一丁目  
地番：2番1  
地目：宅地  
地積：9,065.73m<sup>2</sup>

所在：新潟県長岡市東高見一丁目  
地番：2番2  
地目：宅地  
地積：9,732.49m<sup>2</sup>

所在：新潟県長岡市東高見一丁目  
地番：2番9  
地目：宅地  
地積：6,235.79m<sup>2</sup>

所在：新潟県長岡市東高見一丁目  
地番：2番10  
地目：宅地  
地積：2,752.44m<sup>2</sup>

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本会社分割に用いられる本事業の対価の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下、「D&P」といいます。）に対価の算定を依頼いたしました。

D&Pは、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準法を採用して算定し、当社に算定書を提出いたしました。上記手法に基づき算定された本事業の対価の範囲は、747～1,049百万円です。

なお、当社がD&Pに対して提出した、算定の基礎となる本事業の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社は、D&Pによる算定結果を参考に、本事業の純資産額をはじめとする財務状況、資産の状況等を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた結果、上記(3) 吸収分割に係る割当ての内容に記載した対価が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

なお、D&Pは、当社の関連当事者に該当せず、本会社分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社JVCケンウッド
本店の所在地	横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
代表者の氏名	代表取締役社長 兼 執行役員最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎
資本金の額	10,000百万円
純資産の額	72,166百万円
総資産の額	247,529百万円
事業の内容	カーエレクトロニクス関連、業務用システム関連、ホーム&モバイルエレクトロニクス関連、及びエンタテインメント関連の製造・販売

以上